

愛媛労働局発表
平成30年6月29日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課
監督課長 浅山 辰哉
専門監督官 三好 勝也
電話 089(935)5203 内線 451・453

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成29年の監督指導等の状況について

～ 監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは68.5%～

愛媛労働局（局長 濱本和孝）は、このたび、管下5労働基準監督署において、平成29年に技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導等の状況について取りまとめました。（別紙参照）

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、愛媛労働局は、実習実施者に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

平成29年の監督指導・送検の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 232 事業場（実習実施者）のうち 159 事業場（68.5%）。
主な違反事項としては、労働時間（25.9%）、割増賃金の支払（25.0%）、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（16.4%）の順に多かった。
重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは5件。

愛媛労働局は、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対処していきます。

【別紙】外国人技能実習生の実習実施者に対する平成29年の監督指導、送検の状況